

第4 計画の推進指標

基本目標	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
I	困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定市町村数	県民生活部	—	全市町村 (R8 年度末)	法第8条第3項に基づく基本計画を策定した県内市町村数。 市町村は、支援対象者にとって最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、県や他市町村、関係機関等と緊密な連携を担うことが求められることから設定。	県内全ての市町村において策定されることを目指し、目標値を設定。
	女性相談支援員配置市町村数	県民生活部	17市 (R5.4.1 現在)	27市 (R8 年度末)	法第11条第2項に基づき、女性相談支援員を配置した県内市町村数。 市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって最も身近に相談できる支援機関に属する者として、支援への入り口の役割を果たし、適切な支援へつなげ、継続した支援を担うことから設定。	人口10万人以上の市に重点的に働き掛けることを目指し、目標値を設定。
	県男女共同参画推進センター支所における自立支援講座の実施回数	県民生活部	—	年50回以上	女性相談支援センターの一時保護施設及び女性自立支援施設が入所者向けに実施する自立支援講座の年間実施回数。 計画の目標を目指す上で、自立支援を着実に推進する必要があることから設定。	入所者が、様々な支援を受ける中、週1回程度の自立支援講座の受講を目指し、目標値を設定。

基本目標	推進指標	部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
Ⅱ	女性相談支援員などに対する資質向上研修の開催回数	県民生活部	—	年4回以上	女性相談支援員や行政機関の担当者を対象に、県が、資質向上を目指し実施する研修の年間開催回数。 女性が抱える困難な問題が、多様化、複合化、複雑化している中、支援を必要とする女性に寄り添い、適切な支援へ着実につなげていく上で、女性相談支援員などの資質向上が不可欠であることから設定。	四半期に1回程度の研修の開催を目指し、目標値を設定。

第5 計画の内容

基本目標Ⅰ 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援

法の基本理念を踏まえ、女性が抱える多様化、複合化及び複雑化した困難に対し、女性の意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その早期の発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供します。年齢、障害の有無、国籍など本人の状況に応じて支援していきます。

なお、性的マイノリティについては、相談内容を踏まえ、可能な支援を検討します。

また、地域の関係機関等との連携・協働により早期から切れ目なく継続的な支援を提供します。

【施策の方向性】

1 女性の人権を尊重する県民意識の醸成

女性は、女性であることにより性的な被害により遭遇しやすいこと、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題の存在、出産、育児により就業が途切れやすいといった状況があり、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあります。

その背景には、女性の人権の軽視、すなわち社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込みや偏見）があります。そこで、困難な問題を抱える女性への支援は、法の基本理念により「人権の擁護」、「男女平等」という視点により推進することが求められています。支援の推進に当たっては、女性の人権を尊重する県民意識の醸成は不可欠となっています。

そこで、固定的性別役割分担意識の解消や女性に対する暴力根絶、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利¹⁰の尊重及び性暴力被害防止に向けた社会的気運の醸成を図ります。

（推進項目）

（１）固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

①県男女共同参画推進センターを拠点とする広報・啓発活動

（県民生活部）

（２）女性に対する暴力根絶のための意識啓発

（県民生活部）

（３）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進

①生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発

（県民生活部、保健医療部）

②妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の啓発

（保健医療部、教育局）

③予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施

（保健医療部）

（４）性暴力被害防止についての教育・啓発

¹⁰ 性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口 / 開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

①性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実

(総務部、教育局)

②教員に対する研修の実施

(総務部、県民生活部、教育局)

③性暴力被害防止についてのセミナー・防犯講話等の実施

(県民生活部、警察本部)

【施策の方向性】

2 アウトリーチなどによる早期の把握

女性相談支援センター及び女性自立支援施設、女性相談支援員、民間団体等に相談や支援を求めることができることを広く周知するとともに、SNS等を活用した多様な相談支援に取り組みます。入り口の段階では可能な限り幅広い者を対象とし、支援対象者の意向を十分に尊重し、適切な機関や団体等との連携を図ります。

(推進項目)

(1) 相談窓口や活用できる施策に係る広報活動の充実

(県民生活部)

(2) SNS等を活用した相談の実施

①ウェブチャット及びインターネット相談の実施

(県民生活部、保健医療部)

(3) 民間団体や関係機関と連携した早期の把握

①民間団体による出張相談の実施

(県民生活部)

②早期把握に向けた民間団体や関係機関との連携強化

(県民生活部)

【施策の方向性】

3 支援のきっかけ作りのための居場所などの提供

困難な問題を抱える女性が気軽に立ち寄り、支援者と話したり、他の女性との交流などができるような場は、その後の支援につながる相談のきっかけ作りとして有効です。そのため、居場所の提供の促進を図ります。また、参加者が気軽に悩みを相談できるグループ相談会や各種講座等を実施します。

(推進項目)

(1) 民間団体による居場所の提供の促進

①民間団体によるアットホームな居場所の提供

(県民生活部)

(2) グループ相談会や各種講座などの実施

①グループ相談会の実施

(県民生活部)

②女性向けセミナーの実施

(県民生活部)

【施策の方向性】

4 相談支援の充実

多様化・複合化及び複雑化する困難な問題を抱える女性からの相談への対応に当たっては、本人の課題や背景などの内容を本人とともに整理し、的確なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針の検討などを進めることが求められます。

女性相談支援センターは支援の中核となる機関として、市町村や関係機関、民間団体と連携しながら、相談支援の充実を図ります。また、市町村における相談支援の充実を図るため、法 8 条第 3 項で努力義務となっている基本計画の策定支援や、法 11 条第 2 項で努力義務となっている女性相談支援員の設置の促進を図ります。さらに、市町村・関係機関、民間団体の相談員やスタッフの資質向上を図ります。

(推進項目)

(1) 女性相談支援センターにおける相談支援の充実

①市町村、県福祉事務所や民間団体等との総合調整

(県民生活部)

②女性相談支援員などへの研修機会の提供

(県民生活部)

③関係機関と連携した支援対象者の自立に向けた支援の充実

(県民生活部)

(2) 県関係機関における相談支援の充実

①県福祉事務所の相談支援¹¹の充実

(県民生活部、福祉部)

②性暴力等犯罪被害専用相談電話（アイリスホットライン）の相談支援の充実

(県民生活部)

③外国人総合相談センター埼玉¹²との連携

(県民生活部)

(3) 市町村における相談支援強化への支援

¹¹ 県福祉事務所に配属されている母子・父子自立支援員が相談支援を行う。

¹² 埼玉県が設置し、(公財)埼玉県国際交流協会が運営する外国人向けの相談窓口。やさしい日本語と 12 言語（英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、ロシア語、ウクライナ語）で電話・メールで生活相談を受け付けている。専門的な相談は関係機関を紹介する。公共機関や病院等における電話通訳も行う。

①市町村の基本計画策定及び取組への支援

(県民生活部、関係部局)

②女性相談支援員配置への働き掛け

(県民生活部)

③市町村職員及び女性相談支援員への研修機会の提供

(県民生活部)

(4) 民間団体における相談支援強化への支援

①相談支援の資質向上を図るための研修機会や情報の提供

(県民生活部)

【施策の方向性】

5 一時保護の充実

一時保護を必要とする支援対象者が抱える課題に応じ、迅速かつ適切な保護を実施し、支援対象者が安定した状態で新しい生活の場に移行し、定着できるように関係機関との連携を強化するなど、体制の整備をしていきます。

また、女性相談支援センターによるアセスメントを通じ、支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況を適切に把握した上で、支援を適切に進めるとともに、県内外の民間シェルターや社会福祉施設などへの一時保護委託を積極的に活用します。

(推進項目)

(1) 多様な支援対象者の一時保護の実施

①一時保護施設と市町村など関係機関との連携強化

(県民生活部)

②入所者及び同伴児童への心のケアの推進

(県民生活部)

③同伴児童への保育・学習支援の充実

(県民生活部)

④支援対象者の安全確保を図るための緊急一時保護の実施

(県民生活部)

⑤母子の状況に応じた母子緊急一時保護の実施

(福祉部)

⑥外国人の支援対象者に対し通訳や翻訳機械等を活用した一時保護対応の実施

(県民生活部)

⑦障害のある支援対象者に対する市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な障害者支援施設などへの入所支援

(県民生活部、福祉部)

⑧高齢の支援対象者に対する市町村、福祉事務所及び保健所と連携した円滑な高齢者施設などへの入所支援

(県民生活部、福祉部)

(2) 一時保護委託の積極的な活用

①民間団体支援専門員¹³による支援の参画など民間団体との連携強化

(県民生活部)

②一時保護委託施設への直接入所など支援対象者の利便性の向上を図るための支援の在り方の検討

(県民生活部)

(3) 児童相談所と連携した同伴児童への支援

①市町村要保護児童対策地域協議会¹⁴を通じた支援

(県民生活部、福祉部)

¹³ 民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する職員

¹⁴ 児童福祉法に基づき設置される、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会。

②子育ての悩みや家族からの虐待に関するSNS相談の実施

(福祉部)

【施策の方向性】

6 医学的・心理学的な援助による被害回復支援

暴力等の被害や差別、社会的排除等の経験からの心身の健康回復には一定の期間を要することも想定されます。医療機関などの専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、生活の中での被害回復に向けた中長期的に寄り添い続ける支援を行っていきます。

(推進項目)

(1) 医療機関などの専門機関との連携支援

(県民生活部)

(2) 被害回復を図るための心理的ケアの実施

①女性相談支援センター及び女性自立支援施設での心理アセスメント及び心理的ケアの実施

(県民生活部)

②DV被害母子に対する心のケアの実施

(県民生活部)

③女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援

(県民生活部)

(3) 民間団体と協働した心のケアの実施

①民間団体による継続的自立支援

(県民生活部)

【施策の方向性】

7 日常生活の回復の支援

支援対象者は、サポートを受けながら、安全かつ安心できる環境下で生活し、被害からの心身の健康回復やその人らしい日常生活を取り戻せるように生活面におけるケアの実施などの支援を実施することが重要です。女性相談支援センター及び女性自立支援施設における自立支援の一環として対応するとともに、民間団体との連携を通じ、日常生活の回復を図っていきます。

（推進項目）

（1）女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援

①個々の意向や状況に応じた入所に係る支援

（県民生活部）

②生活再建に向けた支援

（県民生活部）

③日常生活の回復に向けた退所後支援

（県民生活部）

（2）民間団体による継続的自立支援

①個々の意向や状況に応じた継続的自立支援（相談対応・情報提供・同行支援・心のケアなど）

（県民生活部）

【施策の方向性】

8 同伴児童などへの支援

支援対象女性の同伴児童等に対して、情報の聞き取りを行った上で、必要に応じて児童相談所等の関係機関と連携しつつ、学習支援・心のケア等の適切な支援を実施します。

(推進項目)

(1) 同伴児童に対する心理的ケアの実施

①DV被害母子に対する心のケアの実施【再掲】

(県民生活部)

②児童相談所による年齢や心理状態に応じた心理的ケア等の実施

(福祉部)

③児童相談所や児童福祉施設、関係機関が連携した施策の実施

(福祉部)

④保健所による子どもの心の健康相談事業の実施

(保健医療部)

⑤女性相談支援センター及び女性自立支援施設の入所者同伴児童への心のケアの実施

(県民生活部)

(2) 児童相談所と連携した同伴児童への支援【再掲】

(3) 保育・就学・学習支援

①虐待やDVのおそれがある家庭の転居先保育所等の優先随時入所の実施

(福祉部)

②女性相談支援センター及び女性自立支援施設の入所者同伴児童への保育・学習支援の充実

(県民生活部)

③母子生活支援施設¹⁵における保育・学習支援

(福祉部)

¹⁵ 児童福祉法に基づき設置される、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

④就学に関する情報の提供

(県民生活部)

(4) 市町村や関係機関と連携した同伴家族への支援

(県民生活部)

【施策の方向性】

9 支援対象者に寄り添った自立支援

女性相談支援センターや市町村において、支援対象者の希望や意思を引き出すための十分な情報提供に基づく丁寧なソーシャルワークを行った上で、自立支援方針を検討します。また、女性相談支援センター及び女性自立支援施設が自立支援計画を策定し、支援します。

(推進項目)

(1) 支援対象者の状況や希望に沿った自立支援方針及び自立支援計画の策定

(県民生活部)

(2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における支援【再掲】

(県民生活部)

(3) 医療機関などの専門機関との連携支援【再掲】

(県民生活部)

(4) 被害回復を図るための心理的ケアの実施【再掲】

(県民生活部)

(5) 民間団体による継続的自立支援【再掲】

(県民生活部)

(6) 住宅の確保に関する支援

①母子世帯やDV被害者等に対する県営住宅入居申込時の優遇抽選¹⁶の実施

(都市整備部)

②DV被害者等を対象に県営住宅の一時利用による居住支援

(都市整備部)

③住宅確保支援

(県民生活部)

④生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給

(福祉部)

⑤母子生活支援施設への入所支援

(福祉部)

⑥民間ステップハウス¹⁷など民間施設の活用

(県民生活部)

⑦住宅確保要配慮者¹⁸に対する居住支援

(都市整備部)

(7) 就業に関する支援

①配偶者暴力相談支援センターにおける情報提供

(県民生活部)

②就業支援・職業訓練による支援(県女性キャリアセンター¹⁹・埼玉しごとセンター²⁰・県立高等技術専門校)

(産業労働部)

¹⁶ 住宅の困窮事情に応じて当選確率を高くする制度。

¹⁷ DVからの避難の後、すぐに自立生活に移れない被害者が心のケアや自立の準備をするための、民間団体が運営する中間的な施設。

¹⁸ 住宅の確保に特に配慮を要する者。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭など。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定義されている。

¹⁹ 働きたい女性、働く女性を支援する就業支援施設。女性の仕事に関する相談やセミナー、業務体験、ハローワーク求人情報の検索・職業紹介を行っている。

²⁰ 武蔵浦和合同庁舎(ラムザタワー)に開設している総合就業支援施設。県が行う就職相談等のサービスとハローワークの職業紹介を一体化し、相談から就職までスムーズかつスピーディーにワンストップの支援をしている。令和3年4月に、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」から名称変更を行った。

③母子・父子福祉センター²¹による就業支援

(福祉部)

(8) 経済的な支援

①生活保護の適切な実施

(福祉部)

②児童扶養手当など子育てに関する経済的支援

(福祉部、保健医療部)

③各種福祉資金貸付制度の情報提供など経済的支援制度に関する活用支援

(県民生活部、福祉部)

【施策の方向性】

10 地域での生活再建を支えるアフターケアの推進

女性相談支援センター及び女性自立支援施設を退所した支援対象者や同伴家族が、安定して自立した生活が営めるよう、退所後も市町村や関係機関と連携しながら継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行っていきます。

(推進項目)

(1) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における退所後支援

①電話によるフォローアップ相談の実施

(県民生活部)

②出張面談によるアフターケアの実施

(県民生活部)

²¹ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき設置される、無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

(2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設における市町村や関係機関との連携による退所後支援

(県民生活部)

(3) 民間団体による継続的自立支援【再掲】

(県民生活部)

基本目標Ⅱ 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

困難な問題を抱える女性の支援に当たっては、支援に関わる全ての関係機関や民間団体などと連携し、協働していくことが求められます。

支援対象者の意思を最大限尊重したきめ細かな支援を行うために、支援の中核機関である女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設の機能を強化するとともに、民間団体や関係機関と連携して最適な支援を提供できるよう、支援人材の育成やネットワークの構築など、支援体制を充実します。

【施策の方向性】

1 支援の中核機関の機能強化

支援の中核を担う女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実を図るとともに、入所を希望する支援対象者を受け入れ、その保護を実施し、自立の促進のための生活支援などを担う女性自立支援施設の支援機能の強化・充実を図ります。また、女性相談支援員の配置を促進するとともに資質の向上を図り、連携を強化します。

(推進項目)

(1) 女性相談支援センターの相談支援機能の強化・充実

(県民生活部)

(2) 女性自立支援施設の支援機能の強化・充実

(県民生活部)

(3) 女性相談支援員の配置促進及び資質向上

(県民生活部)

(4) 女性相談支援員の連携強化

① 県・市町村の女性相談支援員による定例連携会議の実施

(県民生活部)

【施策の方向性】

2 民間団体との連携・協働の推進

行政機関による困難な問題を抱える女性への支援に関する施策と、豊富な知見や経験を有する民間団体の支援のそれぞれの強みを生かした相互連携を進めます。埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議²²の実施などを通じ、体制の整備を推進します。また、各地域における支援の担い手となる民間団体が運営を継続するに当たっての支援や、人材育成の支援を行います

(推進項目)

(1) 民間団体との連携強化

① 埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議における民間団体の参加促進

(県民生活部)

(2) 専門的知見の活用・事業の協働実施

① 民間団体スタッフを講師とする研修会の実施

(県民生活部)

(3) 民間団体の育成・支援

① 事業活動への支援

(県民生活部)

²² 困難な問題を抱える女性及びDVの被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するために、被害者支援に関わる機関・団体等の連携を図るために設置される会議

②人材育成に関する支援

(県民生活部)

③民間シェルター等への支援

(県民生活部)

【施策の方向性】

3 関係機関との連携体制の充実

困難な問題を抱える女性への支援に向けて、県内の関係機関との連携の構築や、市町村における支援調整会議の設置促進を通じ、各々の連携・協働の体制の強化を図り、適切かつ円滑な支援につなげます。

(推進項目)

(1) 県内の関係機関との連携強化

①福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他の分野との連携の構築及び情報共有

(県民生活部、関係部局)

②暴力等による犯罪被害者支援について警察等との連携強化

(県民生活部、警察本部)

③性的な被害による緊急的な支援に備えた性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（アイリスホットライン）等との連携強化

(県民生活部)

(2) 支援調整会議の設置促進

①県における福祉事務所や関係部署、民間団体や関係機関などを構成員とする支援調整会議の設置

(県民生活部)

②市町村における福祉事務所や関係部署、民間団体や関係機関などを構成員とする支援調整会議設置の働き掛け

(県民生活部)

(3) 連携強化に向けた研修などの機会の提供

①女性相談支援員や関係部署担当者、民間団体の専門的知識の習得及び資質向上を図るための研修の実施

(県民生活部)

②相互連携を図るための国のポータルサイトを活用した情報共有の推進

(県民生活部)

第6 計画の推進体制

1 総合的な基本計画の推進

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

埼玉県男女共同参画推進会議²³とその実務を担当する幹事会などにおいて、本計画の推進、連絡調整、進行管理及び各施策の検証を行います。

(2) 埼玉県男女共同参画審議会の意見の反映

埼玉県男女共同参画審議会に本計画の進捗状況を報告し、意見を施策へ反映します。

2 県男女共同参画推進センター（女性相談支援センター及び女性自立支援施設）による支援の推進

県男女共同参画推進センターは、支援の中核機関として関係機関と連携を図りながら最適な支援の実施を推進します。

3 市町村における推進体制の整備への支援

最も身近で様々な福祉制度の実施主体である市町村において、基本計画の策定をはじめ、女性相談支援員の資質向上などの取組が効果的に実施されるよう市町村における推進体制の整備を支援します。

²³ 本県における男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため設置された庁内推進会議。

4 庁内外の関係機関との連携

庁内外の関係機関で構成する埼玉県困難な問題を抱える女性支援等関係機関連携会議において、本計画の推進状況等に係る意見聴取を図ります。

(参考資料) 主な関係機関の支援ネットワーク

